

## 1 全般的事項

シエールタワー小倉建設事業の事業予定地(以下「事業予定地」という。)は、北九州市都市景観条例(昭和59年北九州市条例第26号)で指定する都市景観整備地区内にあり、当該都市景観整備地区では紫川に開かれた、潤い及び快適さに満ちた美しい水辺景観の整備が進められている。さらに、紫川周辺の事業予定地を含む地域では、本市のマイタウン・マイリバー整備事業により、川に開かれたまちづくりが実施されている。

このような地域特性を考慮し、環境影響評価の実施に当たり、事業者は周辺環境の調和に配慮する必要がある。

## 2 個別的事項

### (1) 道路交通について

事業予定地の周辺には百貨店等の商業施設があり、その東側の前面道路では、交通渋滞が発生している。このような地域特性を考慮して、事業者は、道路を通行する車両及び歩行者に対する環境影響評価の実施に当たっては、事業予定地周辺の車両及び歩行者の通行の量、それらの経時的及び経日的な変化を明らかにした上で、事業予定地の東側の前面道路における車両及び歩行者の流れに与える影響について調査、予測及び評価を実施し、その対策について準備書に記載する必要がある。

また、事業者は、工事関係車両の車種及び使用予定台数を明らかにするとともに、その大気質及び騒音への負荷が最大になる時期及び時間帯を明らかにした上で、工事関係車両が周辺環境に与える影響について、適切な調査、予測及び評価を実施する必要がある。

### (2) 建設工事中の粉じんについて

建設作業に伴う公害の防止として、方法書の3-2頁に「散水や防じんシートの設置により、粉じん防止の措置を講ずる。」とあるが、具体的にどのような措置が採られるか不明である。ついては、事業者は散水及び防じんシートの設置方法等の粉じん対策について充分検討し、環境影響評価準備書には、建設工事中の環境保全措置として具体的な内容を記述する必要がある。

### (3) 人と自然の豊かな触れ合い活動の場について

本事業では、市民が自由に往来することができる歩道上の公開空地を設ける計画があるが、事業者は施設の存在時における環境影響評価の項目として「人と自然の豊かな触れ合い活動の場」を選定し、前述した紫川周辺の地域における空間整備を考慮して、調査、予測及び評価を実施する必要がある。

## 3 その他

環境影響評価準備書の作成に当たっては、市民にわかりやすい内容とするため、図表の活用や用語解説を記載する等の工夫が必要である。